

背景資料 1 行政記録情報の活用状況

- 統計調査を補完する有効なデータソースとして行政記録情報の活用を推進（令和6年度末106調査）
- 一般に、データの網羅性（全数）、正確性（報告義務）、継続性が高く、対価も不要
- どの行政機関がどういった行政記録情報を保有しているかといったデータ・カタログは整備途上であり、データフォーマットも標準化されていないため、データ保有部局以外では活用されにくい状況。
- 行政記録情報等（国及び地方）を活用している統計調査は、この10年間、毎年100件前後で推移。

<活用実績>

統計調査数	うち 母集団情報の整備	うち 調査事項の代替	うち 欠損値補完、審査 での活用等
106	87	34	10

行政記録情報等の活用状況	件数
① 調査実施府省が自ら保有する行政記録情報を活用	40
② 調査実施府省以外の府省が保有する行政記録情報を活用	5
③ 地方公共団体等が保有する業務記録情報を活用	42
①～③の2つ以上に該当	19
合計	106

【母集団情報の整備の例】

・「薬事工業生産動態統計調査」(厚労省)は、母集団として薬機法※により許可された製造販売業者を対象。

※医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

【調査事項の代替の例】

・「海面漁業生産統計調査」(農水省)は一部の報告者において漁業法による「漁業成績報告書」ですべて代替し、その分も合算。

【欠損値補完、審査での活用等の例】

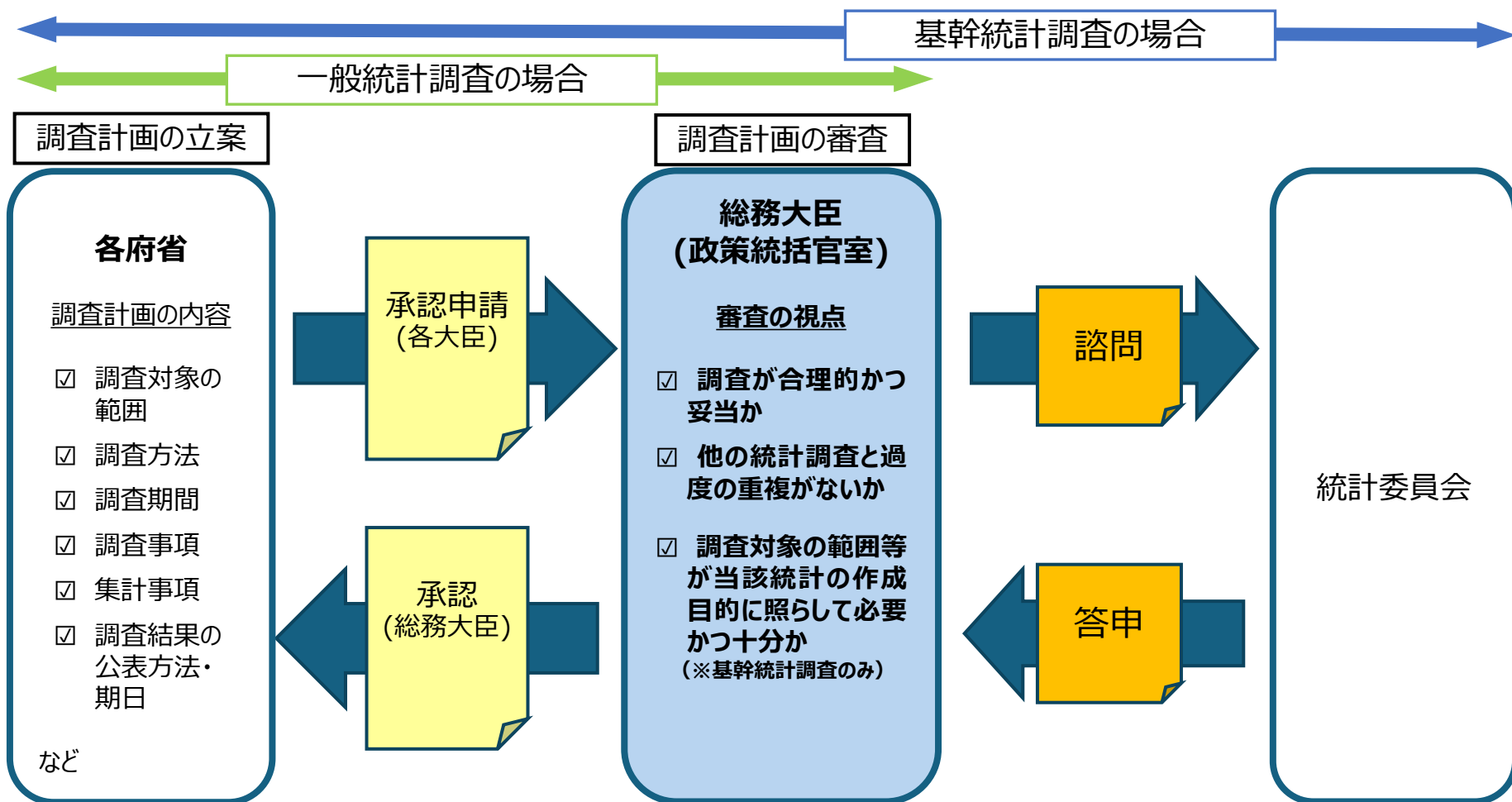
・「建設工事統計調査」(国交省)の「完成工事高」等が未回答の場合に、建設業法による「経営事項審査」書類で把握できる項目で補完。

<総務省の取組>

- 統計調査以外の調査の実態を把握するために「調査等リスト」（約2,000件）を整備し、これにより調査事項の重複確認、調査の効率化、公表データの標準化を進め、行政記録情報の活用（統計、EBPM）を推進している。

背景資料 2 統計調査の承認の仕組み

- 統計法では、行政機関の長は、基幹統計調査（50調査）・一般統計調査（203調査）を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない旨を規定（※統計調査数は令和8年2月末時点）
- **統計調査が合理的かつ妥当な設計になっているか、他の調査と過度の重複がないかなどの技術的・専門的な観点からチェックを行い、精度を確保した統計の利用や報告者の負担軽減を図る**



背景資料 3 現行の行政データ、民間データの提供依頼規定

条項		協力を求める主体	協力要請の要件	協力を求める相手方	協力の内容	法律上必要とされる手続	情報管理規定及び守秘義務
第29条	第1項	行政機関の長	他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるとき	他の行政機関の長	行政記録情報の提供	当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対する利用目的その他の政令で定める事項の明示	調査票情報と同等の情報管理規定があり、その取扱いに従事した者の守秘義務もある。
	第2項		基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるとき		地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体		
第30条		総務大臣	必要な資料の提供、調査、報告その他の協力が得られなかった旨の通知があり、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成のため必要があると認めるとき	基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体	基幹統計を作成する行政機関の長への必要な資料の提供、調査、報告その他の協力	統計委員会への付議	—

行政機関が公表を前提とした統計を作成する際に、他の行政機関への行政記録情報の任意の提供依頼が可能。

個人情報に該当すれば個人情報保護法が存在するが、一般的な協力依頼規定であるため、情報の受領は前提としていない。

地方公共団体、民間等への協力依頼規定

背景資料 4 諸外国の事例 (行政・民間データの取得方法)

【アメリカ】

行政・民間データの取得方法

- 国勢調査局は、アメリカ合衆国に住む経済や人々に関するデータを多様な情報源から収集。一部のデータは、国勢調査や調査を通じて、回答者(企業を含む)から直接収集。また、他の情報源からも追加データを収集。追加データの一次情報源は、連邦、州、地方政府および一部の商業団体。これらの種類のデータは一般的に「管理データ」と呼ばれている。
- アメリカ合衆国法典第13編第6条では、以下のとおり規定されている。
 - (a)長官は、適当と認めるときは、連邦政府又はコロンビア特別区政府の他の省、機関又は機構に対し、本編に定める業務に関連する情報の提供を求めることができる。**
 - (b)長官は、本編に定める国勢調査及び調査を効率的かつ経済的に実施するために必要な記録、報告書その他の資料の写しを、州、郡、市その他の政府機関若しくはその機構、又は民間の個人及び機関から、購入その他の方法により取得することができる。**
 - (c)長官は、必要とされる統計の種類、適時性、質及び範囲と整合する最大限の範囲において、直接照会を行う代わりに、第(a)項又は第(b)項に掲げる情報源から入手可能な情報を取得し利用するものとする。**
- またCensus Address List Improvement Act (October 31, 1994) (P.L. 103-430)による、アメリカ合衆国法典第39編第412条の改正により、「(b)郵便公社は、国勢調査局が実施する国勢調査又は調査に適当と長官が判断する住所情報、住所関連情報及び郵便配達コードを含む郵便配達地点情報を、国勢調査局が使用するために商務長官に提供するものとする。本項に基づく当該情報の提供は、郵便公社及び商務長官が適当と認める費用弁償を含む相互に合意した条件に従い行われるものとする。」ことが規定されている。

背景資料 4 諸外国の事例（行政・民間データの取得方法）

【イギリス】

行政・民間データの取得方法

- 公的統計の作成及び統計的研究などの統計局の機能を支えるため、2017年デジタル経済法により2007年統計登録サービス法の改正を行い、英国統計局（及びその執行機関であるONS）の公的機関及び民間部門が保有しているデータへのアクセスの法的枠組みを確立した。
- **統計登録サービス法第42条から第45 G条までは情報共有に関する規定を定めており、第42条では出生及び死亡等に関する情報、第43条及び第44条では患者登録情報、第45条では歳入関税調が保有する情報、第45 A条ではその他の公的機関が保有する情報を委員会に開示することができる**と定めている。**第45 B条では王室機関等が保有する情報へのアクセスを定めている。第45 C条では他の公的機関に情報の開示を求める権限を、第45D条では、事業体に情報の開示を要求する権限を定めている。**
- またさらに、第45C条第6項、第45D条第5項では、データ供給者がデータシステムの変更を行う前に統計局に協議することを要求することができる。これによりデータ供給の継続性、さらにこれらのデータソースから得られた統計・統計的研究の正確性と信頼性が確保されている。
- 第45E条第2項では、第45B条、第45C条又は第45D条に基づき開示された情報は、当該情報を開示した者（王室機関等、公的機関等、事業体）の同意がない限り、統計局が第22条（統計サービス）に基づく機能の目的のために利用することはできないことを定めている。
- 第45E条第3項では、第45B条、第45C条又は第45D条に基づき個人情報が開示された場合、統計当局は、当該情報を開示した者の同意がない限り、第39条（4）（i）に基づき承認された研究者に当該情報を開示してはならないことを規定している。
- **第45条第4項では、第45B条、第45C条又は第45D条に基づく開示は、次に違反しないことを規定している。**
 - (a) **開示を行う者が負う秘密保持義務**
 - (b) **情報の開示に関するその他の制限（いかなる方法で課されたものであるかを問わない）**

背景資料 4 諸外国の事例 (行政・民間データの取得方法)

【フランス】

行政・民間データの取得方法

- 統計に関する義務、調整及び秘密に関する法律（1951年6月7日付法律第51-711号）第3条の2第1項では、「**経済担当大臣は、国家統計情報評議会の意見を聴取した上で、調査対象となる私法上の法人に対し、第1条の2の規定に基づき義務的とされた統計調査の目的で必要とされる情報について、当該法人が保有するデータベース内の情報を、統計作成のみを目的として、安全な電子的手段により公的統計機関に送信するよう決定することができる。この決定に先立ち、調査対象となり私法上の者との協議及び公開される実現可能性・妥当性調査が行われる。**これらの法人が送信したデータは、受託機関から一切開示されてはならない。文化遺産法典第2編の適用対象となるのは、これらのデータが集計され、当該法人の特定を不可能にした情報のみとする。これらの調査の実施条件、特にその実現可能性、妥当性、データ収集の方法、並びに必要に応じた一時的な記録及び廃棄の方法は、法令により定める。」ことが規定されている。
- 同法第3条の2第2項では、「**第7条の規定の例外として、調査対象となる法人が本条第1項に定める条件に従った情報送信を拒否した場合、経済担当大臣は当該法人に対して催告を行う。**この催告には、調査対象者が意見を述べるための期限を定める。この期限は1か月を下回ることができない。**調査対象者が催告に従わない場合、大臣は義務的統計調査紛争委員会として招集された国家統計情報評議会に意見を求める。調査対象者は委員会において意見を述べる機会を与えられる。この意見を踏まえ、大臣は理由を付した決定により行政上の罰金を科すことができる。催告受領日から2年を経過した後は、大臣はもはや罰金を科すことができない。この名目で科される最初の罰金の額は25,000ユーロを超えることができない。3年以内に再犯した場合、罰金の額は最大50,000ユーロまで引き上げることができる。大臣は科した制裁を公表することができる。また、制裁を受けた者の費用負担により、大臣が指定する刊行物、新聞及び媒体への掲載を命じることができる。**」ことが規定されている。
- また第4条においては、「職業別又は業際的な団体は、統計調査の実施において仲介機関として機能するよう公的機関から認定を受けることができる。認定の付与及び取消しは、経済担当大臣及び関係業種担当大臣の連名省令により行われる。査証を付された調査票が認定機関を通じて配布される場合、関係者は当該機関を通じて回答するか、又は調査を実施する公共機関に直接回答するかを選択することができる。認定機関は、認定行為に定める期限内に、収集した情報を調査機関に送付する。」ことが規定されている。
- 第7条の2においては、「経済担当大臣の要請に基づき、国家統計情報評議会の意見を聴取した上で、かつ法律の別段の定めがある場合を除き、行政機関、公法上の法人、又は公共サービスを運営する私法上の法人がその使命の遂行において収集した自然人に関する情報及び法人に関する情報は、統計作成のみを目的として、国立統計経済研究所又は各省統計部局に提供される。法人に関する情報の提供は、経済担当大臣及び関係大臣の共同決定により承認される。」ことが規定されている。
- 第7条の3においては、「統計秘密委員会の全体会議は、データを収集した行政機関又は法人の任意の意見を聴取した上で、本法第7条の2の規定に基づき国立統計経済研究所及び各省統計部局に送信された個人データへの科学的研究又は経済調査を目的としたアクセスに関する勧告を発する権限を有する。」ことが規定されている。

背景資料 4 諸外国の事例（行政・民間データの取得方法）

【ドイツ】

行政・民間データの取得方法

- 連邦目的の統計に関する法律（連邦統計法BStatG）第5a条においては行政データの利用について定めており、同条第1項では、「**連邦統計を命じ又は変更する前に、連邦統計局は、公共行政機関又は公共行政の業務を担う機関において、当該連邦統計の作成（品質確保を含む）に質的に適したデータが既に存在するかどうかを審査する。**」ことが規定されている。
- 第2項においては、「**適性審査のために、連邦統計局に電子的な行政データ情報プラットフォームを設置する。この情報プラットフォームの構築のために、第1項に掲げる機関又はその監督官庁は、要請に応じて、特に出所・構造・内容に関する行政データのメタデータを連邦統計局に送付する。**行政データ情報プラットフォームの維持管理のために、第2文に基づきデータを要請された機関は、自らの行政データに関するメタデータのあらゆる変更について連邦統計局に通知する。行政データ情報プラットフォームに含まれる情報は公開される。」ことが規定されている。
- 第3項においては、「**第2項の機関は、要請に応じて、氏名及び住所を除いた個別データ（形式的匿名化個別データ）を連邦統計局に送付する。**これは、統計目的のための行政データの適性に関するさらなる調査の実施のために必要であり、かつ専門的に管轄する連邦省庁が連邦統計局にかかる調査を委託した場合に限る。公共行政の業務を担う州の機関については、各州の管轄省庁との協議を行うものとする。」ことが規定されている。
- 第4項においては、「**連邦統計局が行政データの適性を確認した場合、他の法規に別段の定めがある場合を除き、当該データは当該連邦統計の作成に使用するものとする。**データの送付については、連邦統計を命じ又は変更する法規において規定するものとする。」ことが規定されている。
- 連邦統計法第8条においては行政執行したデータの整理について定めており、同条第1項においては、「連邦の行政機関が非統計的な法規又は行政規則に基づいてデータを収集し、又はその他の方法でデータが生じる場合、当該データの統計的処理の全部又は一部を連邦統計局に委託することができる。第13a条第1文は準用する。連邦統計局は、委託機関の同意を得て、処理されたデータから一般目的のための統計結果を表示・公表する権限を有する。」ことが規定されている。
- 連邦統計法第11a条においては、電子的データ送付について定めており、同条第1項においては、「公共行政の業務を担う機関が標準化された電子的データ交換形式によりデータを送付する場合、連邦統計のために収集すべきデータの送付においても当該形式を使用するものとする。その他の場合は、統計局と関係機関との協議により電子的手続を使用するものとする。」ことが規定されている。
- 連邦統計法第13a条においては、データの統合について定めており、以下のとおり規定されている。

追加的な統計調査なしに統計情報を取得するため、及び第13条第1項の目的を達成するために必要な場合に限り、以下のデータを統合することができる。

1. ドイツ連邦銀行が作成した統計からのデータを含む、企業・事業所・作業場における経済・環境統計からのデータ
2. 統計登録簿からのデータ
3. 行政データ利用法に基づくデータ
4. 連邦・州統計局が一般に公開されている情報源から取得したデータ
5. 欧州連合法に基づく統計報告義務の履行のために連邦最高官庁が収集したデータ、又はこの目的のためにその委託を受けて収集されたデータ

背景資料 4 諸外国の事例（行政・民間データの取得方法）

【カナダ】

行政・民間データの取得方法

- 統計法第7条に基づき、主任統計官はカナダ統計局の業務遂行等のため、情報提供を要求することができる。また、統計法第8条に基づき主任統計官は、情報提供の要請が義務的なものであるか、または任意的なものであるかを決定（人口センサス及び農業センサスはいずれも義務的のため除く）。なお、正当な理由なく、この法律に基づく情報提供の求めに応じることを拒否し、または怠った場合であって、自己の知識及び信念の及ぶ限りにおいて求められた情報を提供しないとき、またはこの法律に基づき求められた時期及び方法により、求められた情報を提供しないときに該当するときは、第31条（a）の罰則が適用される。任意の情報提供の要請を受けた者には第31条(a)の罰則は適用されない。
- 第13条においては、「この法律の目的に関して求められる情報を取得することができ、またはその情報の完成もしくは修正に役立つ文書または記録を省庁、地方自治体の事務所、法人、企業または組織において保管または管理する者は、その情報を取得し、またはその情報の完成もしくは修正を支援するために主任統計官が権限を与えた者に対して、その目的のためにアクセスを許可する」ことを規定している。なお、この法律の目的に関して求められる情報を取得することができ、またはその情報の完成もしくは修正に役立つ文書または記録を省庁、地方自治体の事務所、法人、企業または組織において保管または管理する者であって、主任統計官が当該目的のために権限を与えた者に対して当該情報へのアクセスを拒否したまたは怠った者は、第32条(a)の罰則が適用される。
- そのほか、第24条から第29条までにおいては、所得税法に基づく申告書へのアクセスや税関からの輸出入申告書や刑事事件に関する情報を主任統計官に送付することを規定している。

【デンマーク】

行政・民間データの取得方法

- 理事会によって採択された作業計画の枠組みの中で、公的機関及び団体は、デンマーク統計局の要請に応じて保有情報を提供しなければならない（第6条）。なお、公共機関が拒否した場合の罰則はない。
- デンマーク統計法第8条に基づき、デンマーク統計局の要請に応じて、経済活動を行うすべての事業者は次に関する情報を提供しなければならない：事業の性質、所在地および所有権、土地利用、設備および機械、従業員、労働条件と賃金、生産（輸送やその他の提供サービスを含む）、受注量、売上高および価格、人件費、購入、その他の営業費用、投資費用および在庫。農業・園芸・林業、金融機関、銀行等の場合はさらに農作物収穫量、預金や抵当権の額面価額などの情報を提供しなければならない。
- 対象は特定の分野のみであり、これは1966年に重要であったもの（例としてサービス業やITに関する情報は除外されている）。
- そのほか、第9条から第12条においてもデンマーク統計局の要請に応じて、特定の事項を提供しなければならない旨が定められている。
- なお、この法律の第3条aおよび第8条から第12条a、または統計データの収集・処理に関するEU法令に基づき、期限内に情報を提供しなかった者、あるいは故意または重大な過失により虚偽の情報を提供した者は、罰金に処せられる（第13条）。

背景資料 4 諸外国の事例（行政・民間データの取得方法、行政データ優先の原則）

【シンガポール】

行政・民間データの取得方法

- 統計法第5条に基づき、主任統計官または調査・統計部門の長は、統計目的のデータ取得のために、いかなる者またはいかなる施設の占有者に対しても、当該主任統計官または部門の長に詳細事項の提出と情報の提供を求める要求を発することができる。この場合、当該要求を受けたすべての者または施設の占有者は、自己の知識及び信認に基づく限りにおいて、当該詳細事項の提出と情報の提供を行う義務を負う。
- 統計法第6条第1項に基づき、主任統計官は、次の指示を行うことができる。
 - (a) いずれかの調査・統計部門の長が第5条の要求によって取得した詳細事項または情報を主任統計官に提出または提供すること
 - (b) 公的機関が保有するあらゆる詳細事項または情報を主任統計官に提出または提供すること。このとき、(i) 詳細事項または情報が、他の者または他の公的機関（データ提供元）から提供されたものであるかどうか、(ii) 公的機関やデータ提供元が、詳細事項または情報を開示しない義務（成文法その他により課せられるものを含む）を負っているかどうかは問わない。
- 統計法第6条第2項に基づき、調査・統計部門の長または公的機関は、本法または他のいかなる成文法の規定にかかわらず、第6条第1項の指示に基づき、詳細事項及び情報を提出しなければならない。
- 統計法第6条第4項においては、以下を規定している。
 - (a) いかなる者も第1項に基づく指示によって、主任統計官に詳細事項または情報を開示したという理由のみによって、本法または他の成文法に基づく犯罪を構成したり、守秘義務違反となったり、刑事上または民事上の責任を負うことはない。
 - (b) 統計局（主任統計官を含む）のいかなる職員も、統計局職員としての職務または機能の遂行において、第1項に基づく指示に従って取得した詳細事項または情報にアクセスし、またはそれを統計局の他の職員に開示したという理由のみによって、本法または他の成文法に基づく犯罪を構成したり、刑事上または民事上の責任を負うことはない。

【韓国】

行政データ優先の原則

- 統計法第18条第2項および第26条では、「行政データ優先の原則」を規定しており、統計機関が新しい統計を作成する場合や既存の統計を改訂する場合には、既存の行政データおよび統計データを用いて統計を作成できるかを確認しなければならない。置換えが可能であれば、統計調査よりも行政データの利用が優先される。この原則に基づき、行政統計の件数は2017年から2026年の間に170件増加し（103件から283件へ）、新規事例が増加。
- 第26条第3項に違反して、関連資料の提出要求もしくは質問を拒否・妨害・忌避し、または虚偽の資料を提出、もしくは虚偽の回答をした者は、100万ウォン以下の過料に処される（第41条第3項）。

背景資料 4 諸外国の事例（行政・民間データの取得方法）

【韓国】

行政データの取得方法

- 統計法2024の改正により、統計目的での個人情報の収集・利用に関する法的根拠が強化された。統計作成機関は、統計業務上やむを得ない場合に限り、個人データの収集・利用が認められる。また、個人からのデータ処理停止請求に対して、統計の信頼性・整合性に重大な支障を来すと判断される場合には、その請求を部分的に拒否することができる。
- 統計法第24条は、統計目的のために行政データの使用を認めている。**データ統計省の大臣は、国の統計作成のために、中央行政機関、地方公共団体、公共機関からの行政データの提供を要請することができる（第24条第1項）。要請を受けた機関は、「正当な理由がある場合を除き」、データを提供しなければならない（第24条第2項）。大統領令は、「正当な理由」として、国家機密の保護や個人・事業者の重要な秘密の侵害などを規定している。**
- **第24条第2項に基づいて行政データが提供される場合、要請機関の長と提供機関の長は、当該提供の範囲、方法等について協議して決定し、提供機関の長は、行政データに含まれる個人、法人、団体等の情報を保護するために、使用方法、当該データを利用できる部門その他必要な事項の制限や行政データの安全性を確保するために必要な措置を講じるよう要求機関に求めることができる（第24条第3項）。**
- 第2項に基づき、提供された行政データは、統計作成以外の目的に使用し、または他者に提供してはならない（第24条第4項）。なお、第24条第4項に違反して、行政データを統計目的以外の目的に使用し、または他者に提供した者は100万ウォン以下の過料に処される（第41条第1項）。
- 要請機関の長が第3項に基づき求められた情報保護措置を講じない場合、または第4項に違反した場合、行政データを提供した機関の長は、データの提供を停止または制限することができる（第24条第5項）。
- 第24条の2では、司法機関等によるデータ提供に関する規定を設けている。
- 韓国では、各省庁の行政情報を照会・連携するための政府共通プラットフォームとして行政情報共有システム（行政安全部）を構築しており、行政安全部データ専門機関（MODS）は、このシステムを通じて特定の行政データ（住民登録情報等）に限定的にアクセスすることができる。
- 2013年に制定された公共データ法（公共データの提供及び利用活性化に関する法律）は、行政データの統計利用に対する側面的な支援を提供。同法のもと、すべての公共機関は原則として保有するデータを公開・共有することが義務付けられており、MODSによるデータアクセスの円滑化に寄与。

民間データの取得方法

- 統計法第15条の2は、統計作成機関が統計作成のために民間が保有するデータを活用できると規定している。第25条では、指定統計の作成のために、「関係機関」だけでなく、民間部門を含む「関係者」からも、データ提供を求めることを認めている。その際、中央行政機関の長または地方自治体の長は、第24条に基づき提供された行政データを活用して指定統計の作成目的を達成できるかどうかをあらかじめ判断しなければならない（第25条第1項）。行政データを活用して指定統計を作成することが不可能な場合に、中央行政機関の長または地方自治体の長は、個人・法人・団体等に関連資料の提出を要請することができる（第25条第2項）。資料提出の要請を受けた者は、正当な理由がない限りこれに従わなければならない（第25条第4項）。なお、第25条第4項に違反して、資料の提出を拒否・妨害し、または虚偽の資料を提出した者は、100万ウォン以下の過料に処される（第41条第2項）。一般統計（指定統計以外の公的統計）の作成目的の場合には、任意提供が原則であり、法的強制力はないが、MODSは公文書を通じて協力を要請する。提供拒否に対する制裁はない。
- その他、民間データ取得のための金銭的インセンティブとして、POSデータ等のデータを有償購入（年間予算約50億ウォン）を行っている。データ提供企業に対する税額控除等の税制優遇措置は現時点では存在しない。非金銭的インセンティブとしては、「ビッグデータ統計品質認証」制度や、カスタム集計統計の優先提供がある。

背景資料5 各法の守秘義務とデータ取得の関係

●昭和38年3月15日内閣法制局-発第6号 自治省税務局長あて内閣法制局第一部長
地方税法第22条と公営住宅法第23条の2の関係等について

昭和37年10月28日付け自治丙市発第22号をもって照会があった標記の件に関し、次のとおり当局の意見を回答する。

1 問題

(1) 公営住宅の事業主体の長が、公営住宅法第23条の2の規定により、市町村長に対して、市町村民税の課税台帳を閲覧させることを求めた場合において、当該市町村長がその求めに応じて閲覧させたときは、地方税法第22条に規定する犯罪が成立するものと解すべきであるか。

2 意見及び理由

(1) (前略)

市町村民税の課税台帳の記載内容が地方税法第22条にいう「その事務に関して知り得た秘密」に該当するかどうかは、当該部分についての具体的判断の問題であるが、収入の状況及びその源泉等については該当する場合も十分にありうるものと考えられる。前記の秘密に該当する場合においては、上に述べたところからして、お尋ねの要点は、市町村長が公営住宅の事業主体の長にこれを閲覧させることを公営住宅法第23条の2の規定が許容する趣旨を有するかどうかに係ることになるわけであるが、結論からさきにいえば、同条はそのような趣旨を有するものと解すべきである。

その理由は、次のとおりである。

公営住宅法第23条の2が「(中略)」と規定しているが、このような規定が設けられたのは、事業主体の長が、公営住宅の入居者の収入を的確に把握しなければ、上に規定する措置を適正に行なうことができないからにほかならないことは、いうまでもないところである。同条は、その文言上は、事業主体の長の権限を規定しているにとどまるが、その実質においては、入居者に対して、事業主体の長の権限に対応する義務、換言すれば、事業主体の長の求めに応じて報告をなすべき義務を課したものであると解するのが相当である。同条の趣旨をこのように見てくれば、結局のところ、同条に規定する措置に関し必要と認められる限りにおいては、入居者の収入の状況は、事業主体の長に対する関係においては秘密であってはならず、むしろ事業主体の長に知得させなければならないものであることは、明らかであろう。同条は、他方、「(中略)」と規定している。この規定は、前述の入居者に係る規定と同様、その文言上は事業主体の長の権限を規定しているにとどまるが、その実質においては、官公署に対して、別途特段の公益上の理由がない限り、事業主体の長の行なう公営住宅の入居者の収入の状況の調査に協力すべき義務を課したものと解すべきであろう。これは、当該入居者又はその関係人が所要の報告をせず、若しくは報告をしないことを予見される場合、及びその報告の内容の真実性を確認する必要がある場合のあることに備えての規定に基づく求めがあった場合においては、当該官公署は、前述のように、これを拒否すべき特段の理由があれば格別、そうでない限り、その求めに応じて閲覧又は記録をさせるべきことは、これまた当然のことであって、このことによって、事業主体の長が当該入居者の収入の状況を知得したとしても、事業主体の長は、本来知得すべき事項を知得しただけのことであって、なんら不合理はないのである。したがって、公営住宅法第23条の2は、市町村民税の課税台帳の記載内容であって地方税法第22条にいう「その事務に関して知り得た秘密」に該当するものを市町村長が公営住宅の事業主体の長に閲覧させることを許容する趣旨を有するものといわなければならない。

以上の理由によって、お尋ねの場合においては、市町村民税の課税台帳の当該部分が地方税法第22条にいう「その事務に関して知り得た秘密」に該当する場合においても、同条に規定する犯罪は成立しないものと解する。

背景資料5 各法の守秘義務とデータ取得の関係

●平成4年12月1日（平04閣衆質125-4）

衆議院議員松浦利尚（社）提出国政調査権と守秘義務等との関係に関する質問

<質問書>

議院の国政調査権と公務員の守秘義務との関係については、国会において、過去幾多の論議が行われてきたところであるが、去る昭和49年12月23日、参議院予算委員会において、当時の三木内閣総理大臣から政府統一見解が示され、また、政府から、同問題に関する答弁書も提出されてきているところである。

しかし、国政調査権と守秘義務等との関係については、なお、数点の疑義があるので次の事項について答弁を求める。

- 一 憲法第62条は「両議院は、各々国政に関する調査を行い、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。」と明記し、両議院が国政調査権を有することを規定している。また、憲法第66条第3項は「内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う。」と規定していることから、行政事項全般について両議院の国政調査権が及ぶことは明らかである。一方、憲法第六十五条は「行政権は、内閣に属する。」と規定しているが、公務員の守秘義務については、憲法上、明確な規定は置かれていない。よって、憲法に明記されている国政調査権と、憲法に明記されていない守秘義務とを同列に並べ比較衡量することは、国政調査権を軽んじるものと考えられるがどうか。
- 二 政府統一見解では、国政調査権に基づいて、両議院から政府に対して、必要な報告または記録の提出の要請があった場合は「その要請にこたえて職務上の秘密を開披するかどうかは、守秘義務によってまもられるべき公益と国政調査権の行使によって得られるべき公益とを個々の事案ごとに比較衡量することにより決定されるべきものとする。」と述べられているが「守秘義務によってまもられるべき公益」と「国政調査権の行使によって得られるべき公益」とを個々の事案ごとに比較衡量するに際しては、そこにはおのずから普遍的な一定の原理、原則等が貫かれていなければならないはずである。政府はどのような原理、原則、どのような基準、また、どのような手段、方法によって個々の事案を比較衡量するのか明らかにされたい。

三・四 （略）

<答弁書>

一について

いわゆる国政調査権は、御指摘のとおり憲法第62条に由来するものであり、国政の全般にわたってその適正な行使が保障されなければならないことはいうまでもないところである。

一方、国家公務員に課されている守秘義務も憲法第65条によって内閣に属することとされている行政権に属する公務の民主的かつ能率的な運営を確保するためのものである。

そこで、国政調査権と国家公務員の守秘義務との間において調整を必要とする場合が生ずるが、両者の関係は、常に一方が他方に優先するというものではなく、国政調査権に基づく要請にこたえて職務上の秘密を開披するかどうかは、守秘義務によって守られるべき公益と国政調査権の行使によって得られるべき公益とを個々の事案ごとに比較衡量することにより決定されるべきものと考えている。

個々の事案について右の判断をする場合において、国会と政府との見解が異なる場合が時に生ずることは避け得ないところであろうが、政府としては、国会の国政調査活動が十分その目的を達成できるよう、政府の立場から許される最大限の協力を行ってまいりたい。

二について

個々の事案についての守秘義務によって守られるべき公益と国政調査権の行使によって得られるべき公益との比較衡量は、当該事案を所管している省庁が行うこととなるが、守秘の対象となるべき事案の性格は千差万別であることから、あくまでもその時点で個別具体的に判断せざるを得ず、あらかじめ一定の基準等を示すことは困難であると考えている。

三・四について （略）

背景資料 6 民間ビッグデータの活用状況

- **速報性、多様性、高頻度、大規模**など従来の統計調査で得られないデータが得られる。
- **他方、対象の偏り**（データとして捕捉される対象が限定的）、**高額な対価、データ供給の継続性**（廃止や対象変更等の可能性）、**需給のミスマッチ、人材確保**（データスキルやデータホルダーとの調整能力）に留意が必要

統計等の名称	府省	ビッグデータ利用方法	ビッグデータの種類
景気動向指数	内閣府	統計作成の一部に利用	・日経商品指数（(株)日本経済新聞社）等
国民経済計算	内閣府	統計作成の一部に利用	・有価証券報告書（民間各社財務諸表）等
小売物価統計調査・消費者物価指数	総務省	統計作成の一部、分析公表資料に利用	・POSデータ（パソコン、カメラ等7品目 年一千万円程度） ・旅行サービスの価格等をウェブ等で収集（ウェブスクレイピング）等
農林業センサス 農山村地域調査	農水省	調査事項の一部を代替	・各種施設の位置情報（地図）等
作物統計調査	農水省	統計作成の一部に利用	・人工衛星データ（降水量、地表面温度、日射量、植生指数等） ※ 衛星データを利用するための農地の区画情報の整備に時間を要し、平成20年代半ばから整備を進め、平成30年度末に全国の地域で整備が完了し、段階的導入
6次産業化総合調査	農水省	母集団情報の補正	・生産関連事業所のウェブ情報を収集（ウェブスクレイピング）
商業動態統計調査	経産省	調査事項の一部を代替	・POSデータ（家電大型量販店） ※ 平成30年7月に試験調査を実施し、その後分析を積み重ね、令和2年に導入
設備工事業に係る 受注高調査	国交省	統計作成の全部に利用	・（一社）日本電設工業協会の独自情報等
大都市交通センサス	国交省	統計調査を代替	・交通系ICカードの一件明細データ ※ 令和3年調査の鉄道調査において、ICカードによる収集を試行的に実施。その後、令和7年調査の鉄道調査とバス調査において本格的に導入（収集したデータで把握できないものについては縮減）

※ 総務省の消費動向指数（CTI）では、クレジットカードデータ（消費額）の活用に関する調査研究を実施しているが、継続的なデータ入手に課題があり、本格的な実施には至っていない。

※ 総務省の消費者物価指数（CPI）では、昨年度から、不動産価格データの活用の検討を開始した。

※ 人流データ（基地局データ）では、国勢調査の結果と比較し、当該データの特性を分析している。